

感染症対策のための指針

日赤安謝福祉複合施設

目 次

第1条	(感染症対策指針の目的)	1
第2条	(感染対策に関する基本的な考え方)	1
第3条	(感染対策委員会の設置)	1
第4条	(職員研修に関する基本方針)	2
第5条	(感染症発生時の対応に関する基本方針)	2
第6条	(利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)	3
第7条	(その他、当施設における感染対策の 推進のために必要な基本方針)	3

感染症対策のための指針

(感染症対策指針の目的)

第1条 この指針は、感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、施設における感染対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護サービスの提供を図る事を目的とする。

(感染対策に関する基本的な考え方)

第2条 感染の予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定、制圧終息を図る事は、高齢者介護提供施設にとって重要である。施設内感染予防対策を全職員が把握し、指針に添った介護が提供できるよう、本指針を作成する。

(感染対策委員会の設置)

第3条 当施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、管理者（園長等）、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、生活相談員、施設ケアマネジャーで構成する。必要に応じ、嘱託医に対して参画を要請する。

3 委員会は、毎月1回定期的に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

4 委員会の役割は、次のとおりとする。

- (1) 施設内感染対策の立案
- (2) 指針・マニュアル等の整備・更新
- (3) 利用者及び職員の健康状態の把握

- (4) 感染症発生時の措置（対応・報告）
- (5) 施設内感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
- (6) 研修・教育計画の策定及び実施
- (7) 園長の諮問事項、その他、感染対策に関連すること

（職員研修に関する基本方針）

第4条 当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を委員会の企画により、次のとおり実施する。

- (1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。

- (2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回、実施する。

- (3) 訓練（シミュレーション）

施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回、実施する。

（感染症発生時の対応に関する基本方針）

第5条 感染症が発生した場合、当施設は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないように、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 行政への報告
- (5) 医療機関との連携

(利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 この「感染症対策のための指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

(その他、当施設における感染対策の推進のために必要な基本方針)

第7条 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスクの励行など、常に感染予防策の遵守に務める。

2 職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって感染が予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。

3 利用者、職員共に必要なワクチン接種率を高めるように務める。

4 職員は感染対策マニュアルに沿って、スタンダードプリコーションの徹底、防護具の使用、職業感染の防止に努める。

附則

この指針は、2022年 12月 1日から施行する。